

岐阜県公報

第二千八百十六号
平成二十一年十月二日

(金曜日)

目次

規則

岐阜県農業共済組合等検査規則の一部を改正する規則

(農業振興課) 六三二

告示

有害興行の指定

(男女参画青少年課) 六三二

解除予定保安林とする旨の通知

(治山課) 六三二

保安林の指定施設要件を変更する予定である旨の通知

(同) 六三三

建築基準法に基づく指定確認検査機関の指定

(建築指導課) 六三三

選挙管理委員会告示

選挙権を有する者の総額の五十分の一及び三分の一の数

(選挙管理委員会) 六三四

設立届が提出された政治団体の名称等の公表

(同) 六三五

政治団体の異動事項の公表

(同) 六三五

指定届が提出された資金管理団体の名称等の公表

(同) 六三六

公示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

(環境生活政策課) 六三六

大規模小売店舗の廃止の届出に関する件

(商業流通課) 六三六

県営土地改良事業の換地処分

(農地計画課) 六三七

市営土地改良事業の換地処分

(同) 六三七

多治見都市計画の図書縦覧

(都市政策課) 六三七

規則

岐阜県農業共済組合等検査規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年十月二日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第七十八号

岐阜県農業共済組合等検査規則の一部を改正する規則

岐阜県農業共済組合等検査規則(平成二十二年岐阜県規則第二百三十四号)の一部を次のように改正する。

第一条の次に次の一条を加える。

(検査の目的)

第一条の二 検査は、合法性、合目的性及び合理性の観点から組合等の業務及び会計の実態を把握することにより、組合等に対する個別監督の実を挙げ、もって農業災害補償制度における組合等の事業運営の適正化に資することを目的とする。

第三条中「次条の規定による」を削り、「前一年間における組合等の業務又は会計の状況」を「属する事業年度の前事業年度の開始の日から検査基準日まで」に改め、同条ただし書中「当該検査基準日の一年以上前の時期」を「過年度及び検査基準日後」に改める。

第四条中「検査基準日」を「前条の検査基準日」に改め、「着手した日」の下に「の前業務日」を加える。

第五条の見出しを「(検査の場所及び方法)」に改め、同条中「その他これらに附属する施設において」を「事業場その他組合等の業務に直接又は間接に係る場所において、現物の検査、帳簿その他の書類の検査及び役員又は職員からの説明の聴取(第

八条第一項において「現物の検査等」という。)の方法により」に改める。
 第六条ただし書中「ただし」の下に「やむを得ない事由があり、かつ」を加える。
 第八条第一項に次のただし書を加える。

ただし、検査の一環として支所、出張所等の出先機関において単独で現物の検査等を行うことは、これを妨げない。

第八条中第二項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 検査員は、組合等の業務及び会計が適正であり、かつ、妥当であるかどうかの意見を表明するに足りる合理的な根拠を得るまで、検査を実施しなければならない。

3 検査員は、検査に当たっては、組合等の業務執行に支障のないよう努めなければならない。

第九条中「前条第二項」を「前条第四項」に改める。

第十二条を次のように改める。

(組合員等との照査)

第十二条 検査員は、検査上特に必要がある場合には、組合員、加入者、取引先、退任した役員、退職した職員その他の関係者に対し、任意の説明、答弁又は書面の提出を求めることができる。

第十四条第一項中「終了したときは」を「終了するに際して、直ちに改善に着手できるもの」に、「行うものとする」を「行うとともに、責任者又は監事若しくは監査委員からそれについての意見等を聴取するものとする」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、特別の事由があるときは、この限りでない。

第十五条の見出し中「回答書」を「報告書」に改め、同条第二項中「検査の結果について」を「検査終了後速やかに、法令に違反している事項又は組合等の運営上是正若しくは改善の必要があると認められる事項を記載した」に改め、同条第三項中「組合長理事に対しては」の下に「農業災害補償法第四十二条の五の規定による」を、「市町村長に対しては」の下に「同法第四十二条の五の規定による」を加え、「回答書」を「報告書」に改め、同条第四項中「回答書」を「報告書」に改め、「農業共済組合にあっては」の下に「理事会（監事事項については監事会）の議事録及び」を加える。

別記様式中「3 検査実施日」を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

岐阜県告示第五百六十二号

岐阜県青少年健全育成条例（昭和三十五年岐阜県条例第三十七号）第十条第一項の規定により次のものを有青興行として指定した。

平成二十一年十月二日

岐阜県知事 古田 肇

1 指定興行

| 種別 | 題名 | 等 | 配給会社名 |
|----|---------|-------------|--------|
| 映画 | 人妻痴情 | シとやかな性交 | オーピー映画 |
| | 若狭母 | むしゃぶり喰う | オーピー映画 |
| | 壺姫 | ゾーゾ ぬる肌で真実め | オーピー映画 |
| | 夜のタイ語教室 | いくまで我慢して | 新日本映画 |
| | 熱女 | 淫らに乱れて | 新東宝映画 |

2 指定年月日

平成21年10月2日

3 指定理由

著しく性的感情を刺激するため、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるものと認められる。

岐阜県告示第五百六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の保安林を解除予定保安林とする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十一年十月二日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 解除に係る保安林の所在場所
下呂市瀬戸字日影平一六の一〇
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由
指定理由の消滅

岐阜県告示第五百六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十一年十月二日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
飛騨市河合町稲越字向山三一八の一
 - 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び飛騨市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第五百六十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第七十七条の十八第一項の規定により指定確認検査機関を指定したので、同法第七十七条の二十一第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十一年十月二日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 指定を受けた者の名称及び住所
有限会社みの建築確認検査センター
多治見市東町一丁目九番地の三
- 二 指定の区分
建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令（平成十一年建設省令第十三号）第十五条第一号から第四号まで、第九号、第十号、第十三号及び第十四号に掲げる区分
- 三 業務区域
多治見市、関市（平成十七年二月六日における武儀郡洞戸村、板取村、武芸川町、武儀町及び上之保村の区域を除く。）、中津川市（平成十七年二月十二日における恵那郡坂下町、川上村、加子母村、付知町、福岡町及び蜷川村並びに長野県木曾郡山口村の区域を除く。）、瑞浪市、恵那市（平成十六年十月二十四日における恵那郡串原村及び上矢作町の区域を除く。）、美濃加茂市、土岐市、可児市、加茂郡坂祝町、富加町、川辺町及び八百津町並びに可児郡の全域
- 四 確認検査の業務を行う事務所所在地
多治見市東町一丁目九番地の三
- 五 指定をした日
平成二十一年十月一日
- 六 指定の有効期間
指定をした日から五年間

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第百三三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合において、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十五万に三分の一を乗じて得た数とを合算した数）を、次のとおり定める。

平成二十一年十月四日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 大 松 利 幸

- 1 平成21年9月2日現在において選挙人名簿に登録されている者の総数 1,693,390人
- 2 総数の50分の1の数 33,868人
- 3 総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあつては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） 348,899人
- 4 岐阜県議会議員の各選挙区別の総数及び3分の1の数

| 選挙区名 | 総数(人) | 3分の1の数(人) |
|------|---------|-----------|
| 岐阜市 | 335,930 | 111,977 |
| 大垣市 | 145,033 | 48,345 |
| 高山市 | 77,343 | 25,781 |
| 多治見市 | 93,706 | 31,236 |
| 関市 | 74,185 | 24,729 |

| | | |
|-------|---------|--------|
| 中津川市 | 68,156 | 22,719 |
| 美濃市 | 19,384 | 6,462 |
| 瑞浪市 | 32,503 | 10,835 |
| 羽島市 | 54,389 | 18,130 |
| 恵那市 | 45,208 | 15,070 |
| 美濃加茂市 | 39,248 | 13,083 |
| 土岐市 | 50,371 | 16,791 |
| 各務原市 | 117,555 | 39,185 |
| 可児市 | 93,130 | 31,044 |
| 山県市 | 24,762 | 8,254 |
| 瑞穂市 | 38,532 | 12,844 |
| 飛騨市 | 23,260 | 7,754 |
| 本巣市 | 42,488 | 14,163 |
| 郡上市 | 38,550 | 12,850 |
| 下呂市 | 30,792 | 10,264 |
| 海津市 | 31,854 | 10,618 |
| 羽島郡 | 36,186 | 12,062 |
| 養老郡 | 26,535 | 8,845 |
| 不破郡 | 29,598 | 9,866 |
| 安八郡 | 19,984 | 6,662 |
| 揖斐郡 | 59,090 | 19,697 |

加 茂 郡 45,618 15,206

岐阜県選挙管理委員会告示第四百四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により、政治

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

(イ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

| | | | |
|---------|--------|----------|---------------|
| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地 |
| 永田会 | 小林 洋志 | 森 岡 基 幸 | 恵那市長島町永田688 1 |

(ロ) 法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

| | | | | | |
|---------|---------|----------|------------|-------|-----------|
| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地 | 公職の種類 | 公職の候補者の氏名 |
| 橋本勉後援会 | 戸 谷 至 憲 | 上 野 博 真 | 大垣市林町5 23 | 衆議院議員 | 橋 本 勉 |

団体設立届が提出されたので、同法第七条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

平成二十一年十月二日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

岐阜県選挙管理委員会告示第四百五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、政治団体の届出事項の異動届が提出されたので、同法第七条の二第一項の規定により、その異動事項を次のとおり告示する。

平成二十一年十月二日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

| 政治団体の名称 | 異 動 事 項 | 新 | 旧 |
|----------------|---------------------|-------------------------|------------------------|
| 自由民主党河合町支部 | 代 表 者 主たる事務所の所在地 | 古 貴 康 男 飛騨市河合町角川1405 | 安 達 康 重 飛騨市河合町元田230 |
| 自由民主党岐阜県司法書士支部 | 会 計 責 任 者 | 谷 口 佳 久 | 内 藤 一 郎 |
| 自由民主党古川町支部 | 代 表 者 会 計 責 任 者 | 永 井 清 雄 後 藤 和 正 | 重 山 長 佐 野 光 弘 |

| | | | |
|-----------------|------------|-------------|---------------|
| 国際勝共連合岐阜県本部 | 主たる事務所の所在地 | 飛騨市古川町上野266 | 飛騨市古川町武之町1232 |
| 関市武藤容治後援会 | 主たる事務所の所在地 | 岐阜市六条南213 | 岐阜市六条大薄3314 |
| 関市武藤容治後援会 | 主たる事務所の所在地 | 関市本町47 | 関市平賀町362 |
| 関市武藤容治後援会 | 主たる事務所の所在地 | 関市平賀町362 | 関市本町47 |
| 高山市医師連盟 | 代表者 | 加藤 邦二 | 岩堤 慶明 |
| 高山市医師連盟 | 会計責任者 | 斎藤 章 | 山下 明 |
| 遺山利美後援会 | 主たる事務所の所在地 | 高山市花里町18 | 高山市森下町28 |
| 中村重光後援会 | 代表者 | 後藤 文宏 | 遺山 善太郎 |
| 21世紀岐阜市活性化を進める会 | 代表者 | 中村 博 | 高橋 忠利 |
| 古川町金子後援会 | 代表者 | 大野 邦博 | 岩田 満 |
| 道下かずしげ後援会 | 会計責任者 | 後藤 和正 | 佐野 光弘 |
| 渡辺直由連合後援会 | 主たる事務所の所在地 | 本巣市根尾門脇649 | 本巣市根尾大井602 |
| 渡辺直由連合後援会 | 代表者 | 渡辺直由連合後援会 | 渡辺直由後援会 |
| 渡辺直由連合後援会 | 代表者 | 山田 實雄 | 安田 守 |
| 渡辺直由連合後援会 | 代表者 | 赤塚 斗啓 | 加藤 次郎 |

岐阜県選挙管理委員会告示第百六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定により、資金管理団体指定届が提出されたので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

平成二十一年十月二日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

| | | | | |
|-----------|---------|-----------------|------------|--------|
| 届出をした者の氏名 | 公職の種類 | 資金管理団体の名称 | 主たる事務所の所在地 | 代表者の氏名 |
| 大野 邦博 | 岐阜市議会議員 | 21世紀岐阜市活性化を進める会 | 岐阜市弥八町9 | 大野 邦博 |

公 示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第一項の規定により次のとおり公示する。

平成二十一年十月二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請のあった年月日 平成二十一年九月七日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人地域再生機構

三 代表者の氏名 駒宮 博男

四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市上土居七四三番地六〇

五 定款に記載された目的 この法人は、人口の減少と高齢化、財政危機、市町村合併後の混乱、地域経済の低迷等にあえぐ地域社会を、

市民自らが地域の課題を把握し、解決に取り組む活動を支援することを通じて、基礎自治体や地域コミュニティを再建し、希望の持てる持続可能な地域社会へと再生することを目的とする。

大規模小売店舗の廃止の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定により大規模小売店舗の廃止の届出があったので、同条第六項の規定により公示する。

平成二十一年十月二日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 届出者の氏名又は名称
株式会社パロ―

- 二 建物の名称及び所在地
ホームセンターパロ―日野店
岐阜市日野南九 五 一

県営土地改良事業の換地処分

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、
県営土地改良事業輪之内南部地区第五工区の換地処分を平成二十一年九月十一日にした
ので、同法第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により
公示する。

平成二十一年十月二日

岐阜県知事 古 田 肇

市営土地改良事業の換地処分

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法
第五十四条第三項の規定により、下呂市営土地改良事業池端地区の換地処分を平成二十
一年九月四日にした旨の届出があったので、同法第九十六条の四において準用する同法
第五十四条第四項の規定により公示する。

平成二十一年十月二日

岐阜県知事 古 田 肇

多治見都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定による都市計画の図書
の写しの送付を受けたので、同条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十一年十月二日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 都市計画の種類及び名称
多治見都市計画地区計画 多治見市山吹地区地区計画
- 二 縦覧場所
岐阜県都市建築部都市政策課及び多治見市都市計画部都市政策課

平成二十一年十月二日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜県文芸社